

令和四年十一月一日受領
答弁第二一一号

内閣衆質二一〇第二二号

令和四年十一月一日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員緒方林太郎君提出民法の解釈に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緒方林太郎君提出民法の解釈に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「禁止規範」及び「命令規範」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えするところは困難であるが、御指摘の民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百九条及び第七百十五条は、故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した場合に損害賠償責任が発生する旨などを定めているものであり、これらの規定に該当するような行為を抑止する機能を有していると考えられる。